

右京区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法に基づいて行なう各種選挙の投票区（昭和51年7月22日右京区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正します。

平成25年5月1日

右京区選挙管理委員会  
委員長 山口 庄 平

題名中「行なう」を「行う」に改める。

第5投票区の項中「嵯峨野秋街道町，嵯峨野千代ノ道町，嵯峨野高田町，嵯峨野南浦町，嵯峨野西ノ藤町，嵯峨野東田町，嵯峨野芝野町，嵯峨野六反田町，嵯峨野投淵町，嵯峨野北野町，嵯峨野内田町，太秦御所ノ内町，」を削る。

第34投票区の項の次に次の1項を加える。

第35投票区	嵯峨野秋街道町，嵯峨野千代ノ道町，嵯峨野高田町，嵯峨野南浦町， 嵯峨野西ノ藤町，嵯峨野東田町，嵯峨野芝野町，嵯峨野六反田町， 嵯峨野投淵町，嵯峨野北野町，嵯峨野内田町，太秦御所ノ内町
--------	---

(右京区選挙管理委員会事務局)